

市税・料金滞納整理強化月間実施中



田原市では、市税・各種料金などの負担の不公平を解消するため、12月を**滞納整理強化月間**に設定し、市職員による滞納整理を強化します。

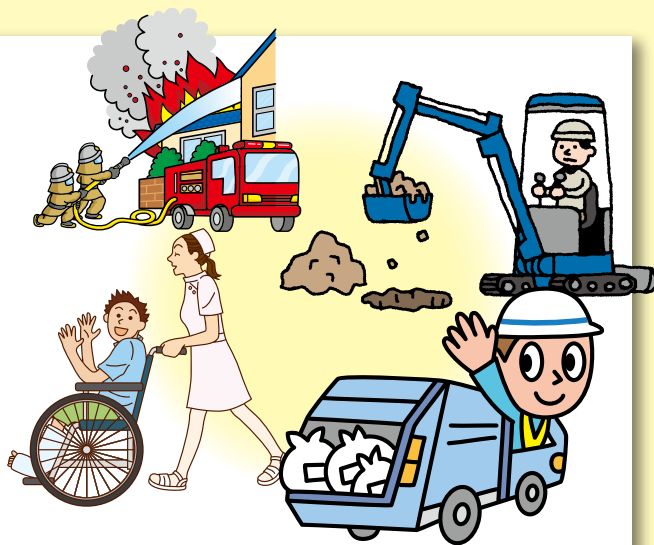
年末を機に、市税などの納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。納め忘れがある場合には、早めに納めていただくようお願いします。

Q 市税にはどのようなものがありますか？

A 市県民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、国民健康保険税です。

Q 税金は何に使われるの？

A 普段、皆さんが使っている道路の整備、街路灯の設置、一般・資源ごみの回収、災害用の備蓄、河川改良、救急・消防体制の整備など幅広く役立てられています。また、国民健康保険税は、相互扶助のもと、自己負担外の7割分・高額医療費などにも使われます。



●税金は皆さんの暮らしを支えています

Q 税金を払わないとどうなるの？

A 税財源が確保できない場合には、上にあげたようなまちづくりに支障が出ますので、法律に基づき財産調査・滞納処分（差押え）をすることがあります。また、年9.1%（平成27年12月1日現在）の延滞金が別にかかります。

Q 差押えをされたらどうなるの？

A 預貯金、給与、生命保険等返戻金、不動産（土地・建物）、売掛金、車・バイク、動産など差押物件は、公売などにより、未納税に充てます。



◆差押実績 (件)

年度	預貯金	給与	保険	不動産	その他	計
25年度	22	1	20	9	2	54
26年度	85	4	11	13	2	115
27年度	56	1	5	2	0	64

※平成27年度は10月末現在

次の使用料なども、滞納をなくす取り組みを強化します。

- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ・保育料
- ・給食費
- ・住宅使用料
- ・水道料
- ・下水道使用料
- ・下水道負担金および分担金

▶ 田原市役所（代表） ☎ 22局1111 ※担当部署へおつなぎします